

各支庁経済部建設指導課長 様

住宅都市部住宅課長

民生委員の発行する無職証明について

先般、公営住宅の管理、運営等に関する地方監察が北海道管区行政監察局により実施されたところですが、その中で、公営住宅入居資格審査の際の審査書類として標記証明書を活用することは、次の理由から適切でない旨の指導がありました。

つきましては、今後、無職の証明については、次のように取り扱うよう留意願います。

なお、貴管下事業主体にもその旨、指導願います。

記

1 北海道行政監察局の指導

(1) 民生委員は、民生委員法に基づき市町村民の生活状態を把握し得る立場にあるとはいえ、その全てを把握することは困難であり、また、無職であることを立証する公簿等は現状においては存在しないことから、当該事実の実証や確認は困難と考えられ、民生委員の無職証明の効力は十分とは言い難いこと。

(2) 民生委員法第20条に基づいて設置される都道府県・指定都市民生委員協議会の全国組織である全国民生委員児童委員連合会においても、民生委員が行う証明行為について、事実について実証、確認の困難なものは取扱いを避けるべきとしている。

以上により、民生委員からの無職の証明を徴収することについては適切さを欠くとの指導があった。

2 今後の事務処理

無職の認定に当たっては、無職を立証する公簿等は、現状では存在しないことから、無職を立証しようとする本人の申立書、事業者の発行する離職証明書、市町村長の発行する所得証明書等その時点で最も効果的かつ適切な方法により認定を行うと共に、入居を許可した場合は、その者の収入について課税台帳を閲覧するなど追跡調査を実施すること。

(住宅管理係)